

ベトナムにおける法曹三者の共同活動

前 J I C A 長期派遣専門家

長 橋 正 憲¹

第 1 はじめに

2015年4月から2020年12月まで実施された2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（以下「前プロジェクト」という。）では、最高人民裁判所（S P C）、最高人民検察院（S P P）及びベトナム弁護士連合会（V B F）の三機関（以下、裁判所、検察院及び弁護士会の三機関を合わせて「法曹三者」²と呼称する。）による共同活動が実施された。この共同活動は、法曹三者から選出されたメンバーとプロジェクト専門家からなるワーキンググループ（WG）形式での継続的活動を実施した点に特色がある。ところで、2021年1月より開始されたベトナム法整備支援新規プロジェクトでは、最優先テーマを選定して同テーマの解決策等についてWG形式で議論する活動が予定されており、テーマによっては複数カウンターパートからなる合同WGの設立も想定されている。新規プロジェクトが開始されて間もない現時点で、複数機関のメンバーからなるWG形式での活動を実施した法曹三者の共同活動について振り返り、備忘録的に記録を残しておくことには一定の意義があるのではないかと考えた。そこで、本稿では、共同活動の経過や内容、残された課題などを筆者の経験に基づいて記録しておくこととした。なお、文中の記載のうち意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属する団体や前プロジェクトの見解ではない点に留意されたい。

第 2 共同活動導入の経緯等

1 導入の経緯

2018年1月に実施された前プロジェクトの中間評価では、プロジェクトデザインマトリックス（PDM）の改訂が提言されたところ、その中で、PDM改訂の際には、効果的な技術協力を行うためにWGを設置し、カウンターパート機関とプロジェクト専門家が特定の分野・課題について協議・分析するような活動を行うこと、ベトナムの2013年憲法で明記された争訟原則が整合的かつ統一的に適用されるよう、関係当事者間の共通理解を醸成するために共同活動を行うこと、をあわせて検討すべきとされた³。

¹ 現東京地方裁判所判事。2019年4月から2020年12月までJ I C A 長期専門家としてベトナムでの法整備支援に従事。

² ベトナムでは、日本で言われるような「法曹三者」という概念はないようだが、便宜上本稿ではこのように呼称する。

³ 「ベトナム国2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（PHAP LUAT 2020）中間レビュー調査報告書」36頁参照。

そして、上記提言を受けて2019年1月25日に改訂されたPDM⁴において、民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備の促進を目標とするサブプロジェクト2の成果の一つとして、SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られることが設定され（成果2-e）、法曹三者による共同活動が正式に導入された。

もっとも、争訟原則に関する共同活動は全く新たな試みというわけではなく、前プロジェクトではPDM改訂前にもSPC、SPP及びVBFの三機関により、争訟原則をテーマとした活動が実施されていた。ただしその内容は、共同研究として複数回のセミナーを開催し、研究結果を分担して執筆し争訟原則に関する1冊の本にまとめたというもので、上記提言にあるようなWG形式によりプロジェクト専門家が継続的に関与する活動ではなかったようである。改訂PDMに基づく法曹三者の共同活動は、WG形式によりプロジェクト専門家を交えた固定メンバーで継続的に実施される点で従前とは異なる新たな試みであったといえよう。

2 PDMで予定された活動

改訂PDMには、成果2-eの活動として、以下の7つが記載されている。

- ① SPC、SPP及びVBFが、プロジェクト専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑訴法⁵の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策を取りまとめる。
- ② SPC、SPP及びVBFが、プロジェクト専門家と協力し、共同活動実施のための作業部会を設置する。
- ③ 作業部会において、プロジェクト専門家と協力し、共同活動を実施する機関、共同活動の実施方法等を検討し、年間活動計画を作成する。
- ④ 作業部会は、プロジェクト専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。
- ⑤ 作業部会で合意した省級人民裁判所、省級人民検察院並びにベトナム弁護士連合会及び当該省の弁護士会がワークショップを開催し、前記①で取りまとめた三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑訴法の実務運用上の問題点、課題及び改善策について検討し、その結果を取りまとめる。
- ⑥ 作業部会において合意した機関で、前記⑤の結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。

⁴ 正式な改訂日は本文記載のとおりであるが、それに先立ち2018年6月に開催された合同調整委員会において改訂PDMの内容について合意されており、それ以降は改訂PDMの内容に沿った活動が実施されていた。

⁵ ベトナムでは、2015年に刑事訴訟法が改正され、2013年憲法の争訟原則規定を受けて「公判における争訟の保障」に関する規定が導入された（刑訴法26条）。同改正については、松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」（ICD NEWS第79号43頁、2019年6月）、枝川充志「ベトナム2015年刑事訴訟法における弁護人の位置付けの変化～公判準備段階までを中心に～」（ICD NEWS第81号13頁、2019年12月）を参照。

⑦ 共同活動実施機関が、活動結果の報告書等を作成し、作業部会においてその結果が分析され、取りまとめられる。

このように、PDM改訂時には、各機関における検討、法曹三者のメンバーからなるWGの設置、ワークショップの開催、模擬裁判の実施、活動報告書の作成という作業行程が予定されていた。その背景には、ベトナムでは法曹三者が実務上の運用や問題点について意見交換をする機会がないという問題意識から、日本全国の裁判所で開催されている一審強化協議会のような定期会合の場を設けるという狙いがあったようである。また、成果2-eの指標では、少なくとも年に1回、⑤のワークショップや⑥の刑事模擬裁判が開催されることが設定されており、一過性のものではなく継続的な取組みとして定着させたいという意図の表れといえよう。

第3 実際の活動経過

1 WGの設置

S P C, S P P, V B F並びにハナム省の人民裁判所(P C), 人民検察院(P P)及び弁護士会のメンバーと法曹出身のプロジェクト専門家全員からなるWGが設置された。共同活動については、S P Cが主管機関として運営を担当することとなり、S P Cのティエン判事⁶がWGリーダーに就任した。

2 WG会議

法曹三者の共同活動は、WGメンバーが一堂に会してのWG会議を中心に実施された。2018年10月2日に第1回会議が開催されたのを皮切りに、2020年11月20日までの間に合計9回のWG会議が開催された⁷が、大きく分けると①活動計画策定、②本邦研修に向けた準備、③報告書作成作業の3つの段階に分けることができる。以下、それぞれの段階の活動内容を概観する。

(1) 活動計画策定段階(第1回及び第2回)

この期間は、主に共同活動の内容や実施方法についてWGメンバー間で議論することが中心的な活動内容であった。

第1回WG会議では、共同活動の方向性や目的について議論が行われ、刑事第一審手続での争訟の質を向上させるための報告書の作成を目的とすること、当該報告書は実務上の参考資料とするだけでなく、関連する教育機関に配布して教材としても使用できるものとする、内容に関しては実務上の運用やスキルに焦点を当てることなどを合意した。そして、S P Cの作成した報告書のアウトラインに従い、裁判所、検察院、弁護士会の各小グループがそれぞれ報告書案の初稿を作成した上で、2019年3月21日に第2回WG会議が開催され、研究対象として取り上げるべき具体的な課題や問題点について意見交換するとともに、ハナム省人民裁判所にお

⁶ 当時。2020年8月にS P C副長官に就任。

⁷ このうち、筆者がプロジェクト専門家として直接関与したのは第3回WG会議以降である。

いてWGメンバーによる法廷傍聴を行った。

もっとも、この段階で準備された各機関からの報告書案初稿は、アウトラインで決められた項目と分担に沿って各機関がそれぞれに関係する課題や提案を記載したものにすぎず、法曹三者が共同して活動することとされた趣旨には沿わないように思われた。また、その内容も、あくまで初稿であるとはいえ、各機関が別個に作成しているため重複が多く、視点もバラバラで全体としての統一感に欠けるものであった。そのため、共同活動の趣旨や作成目的により合致した報告書とすべく、プロジェクト専門家チームから報告書アウトラインの変更提案を行った。具体的には、各機関が個別の論点について記載する前提として、法曹三者の関係者において異論なく標準的なもの（あるいは実現されるべきもの）として共通の理解を得られる実務の運用を明らかにすることを目的に、現在の法律の下での標準的な実務の運用を手続の順序に沿って簡潔に記載するパートを冒頭に加えることを提案した。このようなパートを別途設けることにより、現在の関連法規範文書や実務運用の実情とともにその中で修正を要する問題点や課題を浮かび上げさせ、司法改革の総括を行う際の資料とすることができる上、日本の司法研修所が作成している刑事第一審手続の解説教材に類する内容のものをベトナムでも作成できれば実務家への参考資料や教育機関での教材として使用するという目的にも適うと考えたことが提案理由であった。ベトナムでは実務上の運用例を交えつつ手続を解説するような資料は存在しないようであり、仮にベトナムの法律実務家からなるWGメンバーによってそのような報告書が作成されれば、日本を含む諸外国にとってのベトナムの刑事実務を知るための基礎資料にできるのではという期待もあった。そのほかに、後述するとおり法曹三者の共同活動についての本邦研修が予定されていたところ、ひとまず刑事実務の標準的な流れを記載した書面が作成できれば本邦研修の基礎資料としての役割も兼ねることができるという狙いもあった。

プロジェクト専門家からの上記提案は、SPC国際協力局との事前調整を経た上で、2019年6月6日に開催された第3回WG会議においてWGメンバーに承認され、以後は新たなアウトラインの下で作業が進められることとなった。また、完成品の具体的なイメージを持つとともに日越比較をする際の参考資料とすることを意図して、最高裁判所の許諾を得て、司法研修所刑事裁判教官室の編著による刑事第一審手続の解説書である「プロシーディングス刑事裁判（平成30年版）」（法曹会、2019年）を越語訳し、WGメンバーに配布した。

(2) 本邦研修に向けた準備段階（第3回ないし第5回）

第3回WG会議では、本邦研修に先立ち日本の制度についての理解を深めてもらうことを目的として、ベトナムとの相違点や当事者主義的訴訟構造における裁判所と当事者の役割に焦点を当てて、プロジェクト専門家から日本の刑事手続の概要を説明した。

さらに、同年7月26日に開催された第4回WG会議では、同年10月に実施す

ることになった本邦研修に関する説明と、前回に引き続きプロジェクト専門家から日本の刑事裁判実務についての説明を行った。具体的には、それまでのWG会議においてWGメンバーから争訟原則を実現するためには裁判官の役割を判断者としての役割に集中させるべきとの意見が多く聞かれたため、まずは日本の刑事裁判での裁判官の役割について説明した。それに続けて、第3回WG会議で行った日本の制度に関するインプットについてのWGメンバーの反応が薄く、視点を変えて繰り返しインプットを図ることが必要と感じられたことから、日越の制度比較の視点をより明確にすることを意図して、架空の事例に沿った形で日本の刑事手続における裁判官及び当事者のスキルに関する発表を行った。同時に、WGメンバーのより積極的な参加を促すことを意図して、同発表の中で、日本の制度を紹介しつつベトナムではどうなっているのかを問う質問をその都度投げ掛けた。質問事項は発表用スライドに適宜挿入したほか、別途質問票を作成し、ベトナム側に交付したところ、後日各機関から回答が提出され、本邦研修の資料の一部として活用された。この回答は、機関によって回答の完成度に差があり、また機関ごとに見解が分かれた箇所もあったため、WGメンバーによる取扱いが注目されたが、最終的には裁判所チームの回答案を中心に一つの回答にまとめられ、見解が分かっていた箇所についての他の意見の併記などは行われなかった。

その後、同年9月27日に主に本邦研修についての事前説明を行うことを目的とする第5回WG会議が開催された。

なお、改訂PDMに明記されているように、当初は活動の中で刑事模擬裁判を実施することとされていたが、残り期間に余裕がない中で適切な素材を探して仮名処理等を行うなどの準備の負担が大きいと考えられたこと、また通訳の問題があることなどから、WG会議でその実施の可否や方法について議論が重ねられ、最終的にはその時点での作業進捗状況も踏まえて報告書の作成に集中し、模擬裁判の実施は見送ることとされた。

(3) 報告書作成作業段階（第6回ないし第9回）

ア 後記3のとおり、2019年10月に本邦研修を実施し、その後は本邦研修での議論内容を踏まえて最終成果物である報告書を完成させる作業に入った。この間の作業は、報告書ドラフトの改訂作業を行い、改訂版をWGメンバーに事前共有した上で、WG会議にてその内容や追加すべき事項、今後の作業予定などについて議論し、それを踏まえて再び改訂作業を行う、という手順で実施された。

プロジェクト専門家は、事前に共有されたドラフトに対してワードファイルのコメント機能を利用するなどしてコメントを付し、それを現地スタッフが越語訳してWGメンバーに共有するという方法で報告書作成作業に関与していたが、ドラフトの共有が直前になることもありコメントがWG会議に間に合わないことも何度かあった。その場合には、WG会議の場で概括的なコメントを述べ、後に詳細なコメントをデータ送付するというような形で対応していたが、ドラフトの改

訂が進むごとにその翻訳作業が大きな負担となり、迅速なコメント提出が困難となっていた。もっとも、タイトなスケジュールの中、最後まで電子データでのコメント提出を続けた結果、WGメンバーにもプロジェクト専門家の意見は浸透していき、追記を求めた箇所については対応されるなど、その内容はおおむね尊重してもらえたように思う。

イ 各回の議論状況の概要は以下のとおりである。

(ア) 同年11月28日に開催された第6回WG会議では、本邦研修の内容を反映させた報告書ドラフトを基にWGメンバーで議論が行われた。証拠調べに関する記載内容などに本邦研修で議論した内容が反映されておりその成果が看取された一方、条文の引用が多く具体例に乏しいという従前からの課題が残っており、本邦研修で議論した事項で重要と思われる内容（例えば、事件記録と判決の基礎となる証拠の関係、公判での証拠の検証の範囲など）が記載されていないなどの問題点もあった。そこで、プロジェクト専門家からそれらの点をコメントで指摘するとともに、WG会議の場では本邦研修での意見交換の延長としてベトナムの訴訟手続や実務運用の不明点について質問を行い、その場で得られた回答内容を報告書に反映するように求めた。また、ベトナム側の発案により、報告書の添付資料として日越双方の裁判文書を準備することとされた。この会議において、改めて報告書完成までのスケジュール案について議論がされ、それぞれの作業の締切を伴う具体的な予定としてWGメンバー間で共有された。

(イ) 2020年2月21日に開催された第7回WG会議では、引き続き報告書の記載内容についてWGメンバーで議論が行われた。当初、この会議において報告書ドラフトのうち手続の流れに関する部分を完成させる予定であったが、テト休暇明けということもあり第6回会議で合意した予定通りに改訂版が提出されず、遅れが生じていたため、全体的に予定を後ろ倒しすることになった。会議ではWGメンバーから記載内容について多くの意見が述べられ、この点を修正、追記すべきなど具体的な指摘が出たのは良い点であったが、他方でスケジュール面には不安が残った。

(ウ) 当初は同年4月に第8回WG会議を開催し、そこで報告書の原案を完成させる予定としていたが、同年3月初旬頃からCOVID-19感染拡大の影響が本格化し、同月下旬以降プロジェクト専門家4名中3名が相次いで日本に帰国した上、ハノイでも一時期ロックダウンが実施される事態となったため、従前の計画の修正を余儀なくされた。その間にも、同年4月から5月にかけてWGメンバーから提出された各ドラフトに対してプロジェクト専門家がコメントを付し、それを受けて各メンバーにおいて改訂を行うなどの作業を進めており、各パートのドラフトとそれに対するコメントが出揃った段階で報告書の各ドラフトが統合され、同年6月にアウトライン変更の提案とともに統合版の初版が

WGメンバー間で共有された。

ベトナム国内のCOVID-19情勢が落ち着きを見せ、第8回WGが開催されたのは同年7月23日となり、この時点で当初の計画から3か月の遅れが生じていた。この会議には、現地に残ったプロジェクト専門家がWGメンバーとともに現地で参加し、日本に一時帰国中であったプロジェクト専門家はオンライン会議システムを介して参加した。同会議に先立つSPC国際協力局との協議で、COVID-19の影響による活動の遅れを踏まえ、当初は2回予定していた報告書原案に対する意見聴取セミナーを1回とすること、それに伴いWG会議の回数も1回減らすことを合意した。同WG会議では、これまでにプロジェクトから提出したコメントを再度整理して書面で配布するとともに、未だWG内部で見解が統一されていない、あるいはその意味が判然としない概念について議論を行った。

また、同WG会議ではWGメンバーから提案されたアウトラインの変更について合意され、それまでの手続の流れを紹介するパートに続いて各機関がそれぞれ実務上のスキルや課題とその対策の提案等について順に記載する形式から、公判準備と公判（公判開始手続、証拠調べ、弁論、判決、公判後）の各段階別に、手続内容や実務運用の説明に続いて各機関の実務上のスキルや課題などを記載し、最後に法改正や実務改善などに関する提言をまとめる形に変更された。これにより重複記載を大幅に減らすことができ、報告書がより整理された読みやすいものとなった。

(エ) 第8回WG会議が終了した時点で報告書の原案は完成に至っていなかったが、各WGメンバーにおいて必要な補充修正を行い、その作業を統合して原案をひとまず作成し、予定通り意見聴取セミナーを実施した上で、最終WG会議を開催して報告書の最終版を完成させることとされた。

後記4の意見聴取セミナーを経て、最終の第9回WG会議が開催された。この会議に先立ち、意見聴取セミナーで出た意見を報告書の提言の箇所に反映させた改訂版がWGメンバーに共有されており、会議では主にその提言の部分について議論がされた。WGメンバーからは様々な意見が述べられ、WG会議内で報告書を完成させるには至らなかったが、WGメンバー及びプロジェクト専門家による最終コメントの提出とその反映作業を経て、2020年12月に報告書の最終版が完成した。

3 本邦研修

(1) 2019年10月7日から同月16日の日程で、本邦研修を実施した。

SPCに対する本邦研修の枠を用いて実施されたが、法曹三者の共同活動であることを踏まえ、通常よりも研修期間を短縮する代わりに多くの研修員が参加できるように調整を行った。研修員はWGメンバーを中心としつつ、刑事事件を担当する

S P Cの監督検査 I 局やS P Cの教育機関である裁判所学院などの関連機関からの参加者を加えて構成された。

なお、S P Cの内部事情により、WGリーダーであるS P Cのティエン判事が当初の研修員リストに含まれていないという想定外の事態が発生した。プロジェクトとしては本邦研修及びその後の現地活動の成功には同判事の参加が不可欠と考えたため、J I C A現地事務所を通じてS P Cに対して要請し、最終的には無事にその参加を得ることができた。同判事は本邦研修中の議論の場において積極的な役割を果たし、その後の現地活動でもリーダーとして各WG会議の司会を務めて議論をリードするとともに報告書作成作業についてその都度方針を示すなど、大きな存在感を発揮した。後から振り返ってみても、WG形式を採用した共同活動において、ティエン判事の本邦研修への参加は活動を成功裏に終えるために不可欠であった。ベトナムにおいては、本邦研修の参加者については各機関の内部事情や指導者の意向が関係し、プロジェクト側の希望を反映するには困難な面があるが、このケースは結果的に調整が上手くいった一例といえるのではないであろうか。

- (2) 研修の内容面については、司法研修所刑事裁判教官室作成の「プラクティス刑事裁判（修習生の視点から）DVD（平成27年度版）」視聴、東京地方裁判所での刑事裁判傍聴及び担当裁判官との質疑応答、法曹三者の協働に関する講義や刑事弁護に関する弁護士との意見交換などのカリキュラムを経て、研修後半の5コマ（2日半）を用いてI C D教官を交えたWGメンバーによる報告書の記載内容に関する意見交換が行われた⁸。本邦研修の主な目的はこの意見交換を通じて、上記報告書のうち刑事第一審手続の流れに関するパートの原案を完成させることにあった。そのような活動はわざわざ日本で行わずともベトナム現地で実施できるのではと疑問を抱かれるかもしれないが、WGメンバーはそれぞれ多忙であり連日議論をするための日程を確保するのが難しく、また、それまでのWG会議の様子から、WGメンバーだけでは議論をしてその結果を一つの方向性にまとめていく作業を円滑に行うのは容易でないと思われた。そこで、日本側関係者の助力を得て、適宜日本の制度との比較の観点も交えて議論しつつ、そこで得られた結果を報告書の記載内容としてまとめていく作業を行い、その経験を後の現地活動に活かしてほしいと考えたことから、この意見交換を中心に据えることとなった。

意見交換に当たっては、議論が拡散するのを防ぐため、ベトナム側から提出された報告書案のドラフトやWG会議で行ったプロジェクト専門家からの質問に対するWGメンバーの回答などの事前準備資料を基に、日本側関係者間で各コマにおいて議論するテーマを事前に設定して臨んだ。進行方法に関しては、I C D教官のファシリテートによって議論を進め、まとまった内容をその場でWGメンバーの代表者がワードファイルに記録するとともに、その画面をプロジェクターに映写して研修

⁸ 本邦研修の詳細については、鈴木一子「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」（I C D N E W S第81号131頁、2019年12月）を参照されたい。

員全員がその場で同時に確認できる形で実施した。意見交換の開始当初は慣れない方法に戸惑う場面も見られたものの、日本側関係者からベトナムの刑事手続の不明点について日越の比較の視点も交えつつ質問をしていくと、WGメンバーからはそれに対する回答がされるとともに日本の制度に関する質問が出されるといった形で徐々に議論らしくなっていった。刑事訴訟法の規定の趣旨に立ち返って考えてみる、あるいは日本の制度と比較してベトナムの手続の意義を考えてみるなど、WGメンバーだけの議論では見落としがちな視点を交えて議論ができたことは収穫であった。日本側の質問に対し、WGメンバー間で異なる見解が述べられ議論になる場面も見受けられ、共同活動の趣旨に適うものとして好意的に受け止められた。他方で、全体として様々な意見が出るがそれを報告書に記載できるようにまとめていく作業は必ずしもうまくいかず、単に発言内容をそのまま記録していく形になってしまったこと、複数の異なる見解が出た場合に議論をしてそれぞれの見解をすり合わせていくのではなく、多少強引にベトナム側として見解を統一させて議論を打ち切ろうとする場面が見受けられたことには課題が残った。

- (3) 終わってみれば、事前に準備していたテーマは全て議論することができ、日越の比較の観点から相互の手続について理解を深めることにつながった。特に、ベトナムの刑事手続のうち条文の記載からは実務上の運用が不明であった点について深く掘り下げ、現状の手続運用についてWGメンバーを中心とする研修員と議論し、日本側関係者がその実情を少しでも把握できたことは大きな収穫であった。

WGメンバーの代表者は意見交換での議論内容を詳細に記録し、帰国後にその内容を反映させて報告書ドラフトを改訂した。以後の報告書作成作業において、本邦研修での議論内容は一つの大きな基礎となった。

4 意見聴取ワークショップ

2020年10月12日、裁判官、検察官、弁護士といった法律実務家を対象に、WGにおいて作成した報告書原案に対する意見を広く募るため、意見聴取セミナーを実施した。当初の活動計画では、ハノイとホーチミン又はダナンの計2か所でセミナーを実施する予定であったが、前記のとおりCOVID-19感染拡大の影響による活動の遅れから1回のみの実施に変更された。WGリーダーであるティエンSPC副長官の発案により、ハノイよりも活発な意見聴取が期待できるとして、ホーチミンが開催場所として選定された。

ベトナムではこの種の意見聴取セミナーは頻繁に実施されているが、実務を案内する新たな法規範文書を作ってほしい、人員や設備を増やしてほしいなどの要望を述べるばかりであったり、参加者が必ずしも関係のない事項について一方的に意見を述べるだけでこれといった収穫なく終わったりということもしばしば経験するところである。また、報告書原案は本体部分だけで84頁にもわたるもので、セミナー参加者が事前に精読してくることは期待できない状況であった。

ところが、セミナーの中で各WGメンバーから報告書原案のポイントが分かりやすくコンパクトに紹介されたこともあり、特に提言の部分に対して参加者から多くのコメントを得ることができた。全般的には、裁判官を審理の主宰者及び判断者としての役割に集中させるとともに、検察官と弁護人との武器対等をより実現すべきとの意見が多く述べられた。事件記録の差戻しや裁判官の立件権限を含む裁判官、検察官及び弁護人それぞれの間での役割分担は、ベトナムの刑事訴訟観に根差して定められていると考えられ、簡単に変更を許すものではないと思われるが、多くの参加者から改正の必要性が指摘されたことは印象的であった。また、試験的に裁判所、検察院及び弁護士会の法曹三者で定期会合を設けており、今後全国に広めていきたいとのカントー市の弁護士からの取組みの紹介は、日本側関係者が目指していた方向性とまさに重なるものであり、とても心強く感じた。

このように意見聴取セミナーでは多くの有益な意見を集めることができたが、欲を言えば、WGメンバー内の議論において意見が対立した点や、より広く意見を集めたい記載内容に関してポイントを絞った意見聴取ができれば、より効果的であったように思われる。そのための事前準備や進行の在り方は、今後の課題であろう。

5 最終報告書の内容

以上のような各手順を経て、「第一審刑事公判期日における訴訟の質を向上させるための研究報告」と題する報告書が完成した。前記のとおり、WGメンバーからの提案に基づきアウトラインが変更され、最終的には①争訟に関する一般的问题、②ベトナム刑事訴訟法による刑事第一審公判の手続－日本の刑事訴訟モデルとの比較、③コメント、比較及び提案の3つのパートから構成され、参考資料として日越の裁判文書のサンプルや法廷のレイアウト図が添付されている。各機関の実務上のスキルや日越の制度比較は②の中に組み込まれ、全体として読みやすく、実務家向けの参考資料や学生向けの教材としての使用に堪え得る実践的な内容となったように思う。

③の提案の中には、現行刑事訴訟法の改正や実務運用の改善に関する提案に加えて、法曹三者での定期会合の導入など積極的な内容が盛り込まれており、WG会議での議論だけではなく本邦研修や意見聴取セミナーの成果も感じられるものとなった。

他方で、WG内の議論において複数の見解が述べられ、一つの見解にまとまることになかった事項についても複数の見解がある旨の表記がされていないこと、議論した事項のうち日本側からすると重要と思われる内容でも報告書に盛り込まれていないものがあること、繰り返し記載の充実を求め当初から大幅な改善は見られたものの、実務上の運用に関する記載が依然として乏しい箇所があることなどには改善の余地がある。その背景には、法律の解釈や実務上の取扱いに関して法規範文書などで明記されていない内容については公式見解として表明できない、あるいはそれ

を避けようとするベトナム側の傾向があるように思われる。法解釈権の所在などベトナムの統治機構に関する理解も関係していると推測され、WGメンバー個人だけの問題ではなく対処が難しい面があるが、だからこそ実務上の取扱いについて紹介する資料は貴重であるといえ、今後この種の資料をより広い範囲に共有するような取組みがベトナム国内で徐々に拡大していくことを期待している。

なお、参考資料として添付された日本の裁判文書については、司法研修所刑事裁判教官室編著「プラクティス刑事裁判（平成30年版）」（法曹会，2019年）に収録されている別冊記録部分から起訴状及び公判調書（冒頭陳述メモ，論告メモ及び弁論メモを含む）を最高裁判所の許諾を得て越語訳し，判決書サンプルについてはプロジェクト専門家が作成したものを越語訳し，それぞれ収録した。そのほか，ベトナム側の要望を受けて，日本の法廷のレイアウト図についても参考資料として収録されている。本稿執筆時点において最終版の和訳作業は未了であるが，その内容はベトナムの刑事実務を知る上で貴重な資料となるため，和訳作業が完了し次第，日本側関係者に共有されることが望まれる。

第4 共同活動の実施から見えてきたもの

最後に，共同活動を振り返って若干の所感を述べ，結びに代えたい。あくまでも筆者の個人的な見解や感想に過ぎないが，その中に少しでも今後の活動に役立てていただけるものがあれば望外の喜びである。

1 争訟原則の意義

今回の報告書では，争訟原則の一義的な定義は明らかにされなかった。

ベトナムでは，起訴と同時に詳細な事実経過などが記載された起訴状と事件記録が裁判所に提出され，裁判官は公判準備として事件記録を子細に検討し，公判に召喚して尋問すべき対象を決め，証拠が不十分であると判断すれば捜査機関に対して補充捜査の指示を行い，あるいはそのために事件記録を差し戻すことができ，別の犯罪を発見すれば自ら立件する権限も有している。このようにいわゆる職権主義的な刑事訴訟制度を持つベトナムであるが，上記各手続に関する規定は争訟原則が規定された2015年刑事訴訟法においても維持されている。ベトナムにおける争訟原則の意義やその実現のための実務運用を考えるに当たっては，このことを念頭に置く必要がある。

その上で，WGメンバーの議論や意見聴取セミナーでの参加者からの意見などを聞いていて個人的に理解したところを述べてみると，争訟原則とは，裁判官が公判準備段階で事件記録一式について検討を加える現行の制度を前提に，そのうち判断に影響する重要な証拠については公判において顕出し，当事者に直接意見を述べる機会を与え，弁論として訴訟に関する主張を尽くさせた上で，裁判官がその内容を踏まえて判断するという，いわば職権主義的訴訟手続の中にある当事者主義的要素の実現を保障するようなものではないだろうか。2015年刑事訴訟法では，公判で当事者が十分

な主張を尽くせるように、証拠提出、証拠評価及び実体的真実の解明要求に関する当事者間の平等が規定され、弁護人の各種権利が拡充されている。

争訟原則の実現は、被疑者・被告人の人権保障を強化することを目的とするというのが一般的な説明であるが、実際には同時に裁判所の負担軽減をも目指しているように思われる。現在の刑事訴訟実務では、一般論として特に公判審理での当事者の関与が十分ではなく、裁判所の負担が重いものになっているという実情があるようで、公判準備段階や公判審理における当事者の主体性を強化し、裁判所はなるべく判断権者としての役割に徹することとして事件処理における負担を減らしたいという意図が、特に裁判所関係者にとっては背景にあるように感じられた。そのことは、報告書の提言部分において、事件記録の差戻しの制限や裁判官の立件権限の変更などに触れられていることにも表れている。

他方で、ベトナムが決して性急な変化を目指しているわけではない、ということも理解しておくべきであろう。意見聴取セミナーの参加者からの発言が象徴的であった。「今すぐに日本と同様の簡潔な起訴状の記載に変更したら、ベトナムの裁判官は仕事ができなくなってしまう。将来的にそのような方向性を目指すべきであるとしても、今後10年以上にわたって、徐々に変更されていくべきものであろう。」

今後、ベトナムの刑事訴訟において争訟原則がどのように理解され、実務の中で実現されていくのか、その行方が注目される。

2 WG活動の実施方法

あえて言うまでもないことではあるが、WG形式の活動を実施する上では、メンバーの選定が何より重要である。特に、議論をリードできる中心的なメンバーを選び、その毎回の参加を確保することが肝要であろう。また、法曹三者の共同活動のように複数機関が関与するWGの場合には、機関間のバランスも重要になる。各機関から選定されるメンバーの地位や人数の適正なバランスを保つことが、自由かつ活発な開かれた議論を確保する前提となろう。

これまた当然のことながら、ベトナムの各カウンターパートはそれぞれ平常業務を抱えており、その職員は管理職か一般職員かに関わらず多忙である。現に共同活動のWG会議も、2か月に1回程度のペースでの開催となったし、毎回のスケジュール調整にもかなり苦労した。また、翻訳時間や検討時間を考慮して事前に資料の提出期限を設定するも、それが遵守されることはあまりなく、会議直前の提出となることも多かった。これもWGメンバーの繁忙に起因するものであろう。議論を中心とするWG活動に日本側関係者が適切に関与するためには事前の資料検討が不可欠になるので、ベトナム側メンバーの業務の都合も踏まえた上で、事前に協議し、ある程度長いスパンで実現可能性のあるスケジュールを設定して進捗を管理していくことが重要となろう。法曹三者の共同活動では、第3回WG会議である程度先までのスケジュールを協議し、その後の会議でも毎回当面の予定を確認していた。先を見据えたスケジュール

感をその都度共有することは効果的な手法であったように思う。

WG会議の実施場所についても工夫が必要である。法曹三者の共同活動では、ハノイにいと平常業務の連絡対応を余儀なくされるとのWGメンバーの意見を受けて、ハノイだけではなく地方でのWG会議を複数回実施した。実際に地方での開催では、集中して議論を進めることができ、一定の成果があったように思う。予算との兼ね合いもあるので毎回というわけにはいかないが、WGメンバーの状況や活動の内容によっては成果を上げるため検討に値する方法の一つとなろう。

3 機関を超えた議論での課題

本邦研修やWG会議での議論を見ていると、WGメンバー間、特に異なる機関所属のメンバー間で意見が対立した際に、日本側が期待していたような議論を深めて一つの方向性を導く、あるいは複数の見解があることを認めてそれぞれを尊重するというような様子は残念ながらあまり見受けられなかった。機関横断的な活動であることも影響したのかもしれないが、あるテーマについて意見を交わして議論をするという点ではまだ課題があるように思われる。実際には、訴訟手続の解釈や運用に関してはSPC所属のメンバーが「この規定はこのように解釈すべきである」「実務の運用はこうなっている」と述べて議論を打ち切ってしまうことがあり、WGメンバー間での見解の統一の必要性を過剰に意識していたようにも思われる。今後は、機関横断的な活動であってもWGメンバー間でより自由に活発な議論が展開されるような工夫が必要となろう。前記のメンバー選定に加えて、メンバーの特性や関係性を踏まえた議論のファシリテートが重要になってくるように思われる。

4 実務運用の表記

ベトナムでは、法律学に関する文献は少なく、法曹実務家が参照できるような訴訟手続に関する資料もあまりないのが実情のようである。そのような背景もあり、実務家の執務参考資料や各機関に付属する教育機関の教材として使用する目的に照らして、報告書にはできるだけ実務運用の具体例を記載するようにWGメンバーに求めてきた。当初は法律の条文の引用が大半であった内容も、作成作業が進むにつれて徐々に具体例の記載も増え、所期の目的は一定程度達成できたように思う。もっとも、前記のとおり、本邦研修やWG会議の中で議論し、その結果を報告書に盛り込むことにその場では合意しながらも、最終的には記載が見送られた事項もあった。

容易に改善できる問題ではないが、実務の運用を明らかにすることにより、その是非についても議論の対象となり、問題点があればその対応策としての法改正等の議論にもつながっていく。ベトナム側に対して必要に応じて実務上の取扱いを率直に表明していくよう働き掛けを行うことも、留意すべき事項であろう。

5 今後の展望

新規プロジェクトでは、今後カウンターパートごとに最優先テーマを選定し、テーマに応じたWGを設置して活動を実施していくことが予定されている。その際に重要となることは、継続した参加が期待でき、かつ実質的な議論を展開できるメンバーを集めることであろう。合わせて、日本側とコミュニケーションを取りつつ各種の準備作業や事務作業を担当するベトナム側の人材を確保することも必須である。また、先に述べたとおり各カウンターパートの職員は幹部であるか若手職員であるかを問わず平常業務で忙殺されていることが大半である。そのため、メンバーにとって無理なく実現可能な定期会合のペースを早期に把握すること、活動の終期を見据えた長期計画を活動開始前にメンバーと協議して策定することも肝要となろう。

日本側の体制に関しては、現地での翻訳体制を整えることが活動を効果的に進める上では不可欠と思われる。前プロジェクトでは2名の日越語スタッフを雇用していたが、WGの数や活動頻度、提供される資料の数によっては翻訳作業が追い付かなくなる可能性がある。スタッフの増員とともに、外部の翻訳委託先を複数確保しておくことが必要となろう。また、同様のテーマについて継続的に議論が展開されるというWG活動の性質上、翻訳や通訳はできる限り同じ人員が担当することが望ましい。これらの要請を踏まえて、日本側でも実施体制について事前に入念な検討が行われることが期待される。